

会社法がシンジケートローン実務に影響を与えうる論点及び対応の検討

1. 目的

平成 18 年 5 月 1 日に施行された会社法が金融実務に与える影響の中には、シンジケートローン実務に関わる論点も少なくない。例えば、シンジケートローン契約の財務制限条項として多用されている「純資産維持条項」に関連して、「資本の部」と「純資産の部」の読み替えの解釈等について話題となった経緯がある。

そこで、今般、会社法がシンジケートローン実務に影響を与えうる論点の整理及びその対応について検討を行い、指針を示すこととする。

あわせ、末尾に J S L A が 2001 年 12 月に公表した「リボルビング・クレジット・ファシリティ契約書（平成 13 年度版）」の改訂案を示す。

2. 会社法の概要

改正前の商法第二編、有限会社法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（商法特例法）など複数の法律に散在していた会社関連法規が再編成され会社法が制定された。最近の社会情勢の変化に対応するため各種制度を見直し、従来解釈上疑義のあった規定について内容の明確化を図る等、会社法制の現代化がなされたが、特徴として、株式会社と有限会社が統合され一つの会社類型（株式会社）となり有限会社制度が廃止されたこと、合同会社（日本版 LLC）という新しい会社類型が創設されたこと等が挙げられる。

3. シンジケートローン実務に影響を与えうる主要論点及び対応

（1）主要論点及び対応

会社法がシンジケートローン実務に影響を与えうる主要な論点を、①機関関係、②会社計算規則関係、③その他の項目に分類し、その対応の検討を行う。なお、表中の条番号について、2001 年 12 月公表「リボルビング・クレジット・ファシリティ契約書（平成 13 年度版）」を参照したが、2003 年 4 月公表「タームローン契約書（平成 15 年度版）」についても同様の検討が必要となる。

①機関関係

論点	対応
<p>機関設計の柔軟化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絶対必要機関は、株主総会と取締役のみとなった。 ・定款の定めにより、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人または委員会を設置することができ、取締役会の設置が任意となった。 ・特別取締役制度が新設された。 	<p>第4条（本契約発効の前提条件）</p> <p>第20条（借入人による表明及び保証）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款、登記事項証明書を確認し、会社の意思決定等について十分に確認することが従来以上に必要となる。 ・定款等において、取締役会設置の有無、特別取締役の有無、代表取締役の定めの有無及び権限、当該取引が株主総会決議の対象となっているか否かの確認等を行うことが従来以上に重要となる。 <p>第21条（借入人の確約）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別にガバナンスに関連する事項についての定款変更及び拒否権付株式の発行について貸付人の承諾事項とするか否かの検討が必要となる。
<p>会社整理・清算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社整理の制度が廃止された。 ・会社の清算につき、会社法では、裁判所の監督の制度が廃止された。 ・裁判所の職権による特別清算の開始の制度が廃止された。 	<p>第22条（期限の利益喪失事由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来、期限利益喪失事由に規定されていた会社整理の開始を削除する。
<p>組織変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社がその組織を変更して合名会社、合資会社、または合同会社になること、及び、合同会社、合資会社、または合同会社が株式会社になること、が可能となった（債権者保護手続が必要となる）。 <p>合併</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付金合併、三角合併が可能となり、 	<p>第21条（借入人の確約）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織変更を貸付人の承諾事項とするか否かの検討が必要となる。 ・合併等組織再編を貸付人の承諾事項とするか否かの検討が必要となる。

<p>合併対価の柔軟化が図られた（本項目の施行は会社法施行から 1 年後に延期された）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易組織再編の要件が緩和された。 ・略式組織再編制度が創設された。 	
--	--

②会社計算規則関係

論点	対応
<p>計算書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社法で定められる計算書類は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表。 ・改正前商法で計算書類の 1 つとされていた「利益処分案」は廃止された。 ・事業報告（旧商法での営業報告書に相当）は計算書類からはずれ、会計監査人の監査対象とならない。 	<p>第 1 条（定義）</p> <p>第 20 条（借入人による表明及び保証）</p> <p>第 21 条（借入人の確約）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出義務を課す「報告書等」の定義、及びその提出頻度（臨時計算書類の提出義務等）について検討が必要となる。
<p>剰余金の分配</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定時・臨時の如何に拘わらず、株主総会決議によりいつでも剰余金の分配を決定できるようになった。 ・取締役会設置会社であって、会計監査人を設置し、かつ取締役の任期を選任後 1 年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時までとする株式会社（委員会設置会社または監査役会設置会社）は、定款の定めにより取締役会決議により剰余金の分配が決定できることとなった。 	<p>第 21 条（借入人の確約）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・純資産維持条項等のコビナンツの設定等、社外流出に対するモニタリングの検討が必要となる。
<p>純資産の部の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「資本の部」が廃止され、新たに「純資産の部」が創設された。 	<p>第 21 条（借入人の確約）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所謂、純資産維持条項の規定について検討が必要となる。（別添の契約書改訂案をご参照）

	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法施行日以前に締結された契約において「資本の部」の金額を基準とした財務制限条項が規定されている場合については、借入人との間で契約変更等特段の対応を行わない場合であっても、「純資産の部」の金額から新株予約権、少数株主持分および繰延ヘッジ損益の各金額を控除した金額を同条項の「資本の部」の金額と読み替えることは合理的であると考えられる。(次項ご参照)
--	--

③その他

論点	対応
<p>事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社以外の商人については「営業」という用語を使用し、会社の営業は「事業」と呼ぶ整理がされた。 	<p>第 21 条（借入人の確約） 第 22 条（期限の利益喪失事由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「営業」を「事業」に統一する必要がある。
<p>特定融資枠契約に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定融資枠契約法の適用を受ける法人は、以下のいずれかに該当する法人となり、資本金の額（5 億円以上）の判定時期が、契約日時点の資本の額から、最終事業年度（契約日の直前事業年度）にかかる貸借対照表の資本金の額に変更された。 (i) 最終事業年度に係る貸借対照表の資本金の額が 5 億円以上、または最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部の合計金額が 200 億円以上の株式会社 (ii) 契約日時点の資本金の額が 3 億円超の株式会社 (iii) 有価証券報告書作成企業で、証券 	<p>第 20 条（借入人による表明及び保証）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借入人が特定融資枠契約法の適用を受ける法人か否かの判定を従来通り慎重に行う必要がある。特に左記（ii）の要件により特定融資枠契約法の適用を受けるとする場合、契約時点の資本金の額の確認（最終事業年度末から減資されていないか等）を十分に行う必要がある。

取引法に定める監査証明を受けなければならない株式会社	
(iv) 資産流動化法に基づき設立された特定目的会社	
(v) 登録投資法人（投信法上の登録を行った投資法人）	
(vi) 実体が資産処分・管理型の特別目的会社である株式会社	

(2) 財務制限条項における「資本の部」の読み替えについて

会社法施行日前に締結された契約における所謂「純資産維持条項」で規定された「資本の部の金額」と、会社法施行日以降に作成された貸借対照表における「純資産の部」との関係については、以下の二通りの解釈が考えられるが、その合理性について検討を行う。

- ① 「純資産の部の金額」と読み替える。
- ② 「純資産の部の金額から新株予約権、少数株主持分および繰延ヘッジ損益の各金額を控除した金額」と読み替える。

単体の貸借対照表に記載される「純資産の部」には、従前「資本の部」に記載されていた項目に加え「新株予約権」および「繰延ヘッジ損益」の項目が追加され、連結貸借対照表に記載される「純資産の部」には、「資本の部」に記載されていた項目に加え「新株予約権」「少数株主持分」および「繰延ヘッジ損益」の項目が追加された。

かかる変更は、例えば「新株予約権」については旧商法においては権利行使までの間は失効するか資本を構成するか未定であるため仮勘定として負債の部に表示されていたが、返済義務がないため負債性がないとの判断から純資産の部の計上された、といったように、会計の技術的変更によるものであり、上記②の読み替えが契約当事者間において公平であると考えられる。

また、契約条項の解釈に当たっては、契約時の当事者の意図していた目的が実現できるように理解するべきと考えられるが、純資産維持条項では契約時点での借入人の貸借対照表に記載される「資本の部」を基準とし一定水準を維持すべきことを目的としていたと考えられるため、上記②の読み替えによりかかる目的を合理的に実現することが可能となる。特に直近決算期との間で比較する規定においては、同一の項目間での金額を比較することが必要であり、その点からも上記②の読み替えが合理的であると考えられる。

以上の検討より、会社法施行日以降借入人との間で契約変更等特段の対応を行わない場合であっても、上記②の読み替えを行うことが合理的な解釈と考えられる。

4. 契約書改訂案

2001年12月に公表した「リボルビング・クレジット・ファシリティ契約書（平成13年度版）」の改訂案を以下に示す。

当該雛形については公表から5年が経過していることもあり、以下の条項以外にも検討が必要な条項もあろうが、今回は会社法の施行がシンジケートローン実務に影響を与えうる論点及び対応の検討に焦点を絞り改訂案を示すものである。

条項	原文	改訂案
第1条 第44項	「報告書等」とは、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、訂正報告書[、連結決算書]等の報告書をいう。	<p><証取法上の報告書を中心に規定する場合></p> <p>「報告書等」とは、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、訂正報告書[、連結決算書]等の報告書をいう。</p> <p><計算書類を中心に規定する場合></p> <p><u>「報告書等」とは、会社法に定める計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び事業報告[並びにこれらの附属明細書／、これらの附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）／、これらの附属明細書、並びに臨時計算書類（臨時決算日における貸借対照表及び臨時決算日の属する事業年度の初日から臨時決算日までの期間に係る損益計算書）／、これらの附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）、並びに臨時計算書類（臨時決算日における貸借対照表及び臨時決算日の属する事業年度の初日から臨時決算日までの期間に係る損益計算書）]</u>をいう。¹</p>
第20条	借入人は、日本法に準拠して適法に設立さ	借入人は、日本法に準拠して適法に設立さ

¹ 会社法施行日以降に調印される契約でも、その中で会社法施行日前に作成される計算書類について言及する場合がある。この場合は、当該計算書類の作成時期により両者を定義する必要がある。

第①号	れ、かつ現在有効に存続する株式会社であること。	れ、かつ現在有効に存続する株式会社であること。って特定融資枠契約に関する法律第 2 条に掲げる要件を満たす者であること。
第 21 条 第(1)項 第②号	報告書等を作成した場合は、所管財務局長に提出した時点で速やかに報告書等の写し[及び第 5 項に規定された事項の遵守状況を確認することができる書面]をエージェント及び全貸付人に提出すること。	報告書等を作成した場合は、[所管財務局長に提出した時点で速やかに/借入人の事業年度末日より[3]ヶ月以内[臨時計算書類については臨時決算日より[3]ヶ月以内)]に]報告書等の写し[及び第 5 項に規定された事項の遵守状況を確認することができる書面]をエージェント及び全貸付人に提出すること。
第 21 条 第(4)項 第①号	主たる事業を営むのに必要な許可等を維持し、全ての法令等を遵守して営業を継続すること。	主たる事業を営むのに必要な許可等を維持し、全ての法令等を遵守して <u>営業事業</u> を継続すること。
第 21 条 第(4)項 第④号	[エージェント及び全貸付人の承諾がない限り、合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転、その営業または資産の全部もしくは一部の第三者への譲渡（セールアンドリースバックのための譲渡を含む。）または第三者の重要な営業もしくは資産の全部または一部の譲受のいずれも行わないこと。]	[エージェント及び全貸付人の承諾がない限り、 <u>[組織変更、]</u> ² 合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転、その <u>営業事業</u> または資産の全部もしくは一部の第三者への譲渡（セールアンドリースバックのための譲渡を含む。）または第三者の重要な <u>営業事業</u> もしくは資産の全部または一部の譲受のいずれも行わないこと。]
第 21 条 第(5)項	[借入人は各年度の決算期及び中間期の末日における連結貸借対照表及び単体の貸借対照表における資本の部の金額を●●円以上に維持することを確約する。]	<p><実額で規定する場合> 借入人は各事業年度末日における[単体の/連結]貸借対照表における[純資産の部の合計/株主資本の合計/純資産の部の合計金額から[新株予約権及び繰延ヘッジ損益の合計金額/新株予約権、繰延ヘッジ損益及び少数株主持分の合計金額]を控除した]金額を●●円以上に維持することを確約する。</p> <p><直近の金額との比較で規定する場合> 《純資産の部で比較する場合》 借入人は各事業年度末日における[単体の/連結]貸借対照表における純資産の部の合計金額を、直近の事業年度末日における[単体の/連結]貸借対照表における純資産の部の合計金額の●●%に相当する金額以上に維持することを確約する。 なお、会社法施行日（平成 18 年 5 月 1 日）前に作成される[単体の/連結]貸借対照表においては資本の部の合計金額に[新株予約権及び繰延ヘッジ損</p>

² 組織変更については、機関設計の変更などとともに報告事項とすることも考えられる。

		<p>益の合計金額／新株予約権、繰延ヘッジ損益及び少数株主持分の合計金額]を加算した金額を、純資産の部の合計金額とみなすものとする。</p> <p>《従前の資本の部で比較する場合》 借入人は各事業年度末日における〔単体の／連結〕貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（以下に定義する。以下、同じ。）を、直近の事業年度末日における〔単体の／連結〕貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の●%に相当する金額以上に維持することを確約する。</p> <p>なお、本項において「自己資本の合計金額」とは、会社法施行日（平成 18 年 5 月 1 日）前に作成される〔単体の／連結〕貸借対照表においては資本の部の合計金額を、会社法施行日後に作成される〔単体の／連結〕貸借対照表においては純資産の部の合計金額から〔新株予約権及び繰延ヘッジ損益の合計金額／新株予約権、繰延ヘッジ損益及び少数株主持分の合計金額〕を控除した金額をいう。</p>
第 22 条 第(1)項 第①号	支払の停止または特定調停、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含む。）があったとき。	支払の停止または特定調停、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、 会社整理開始 、特別清算開始その他これに類似する法的整理手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含む。）があったとき。
第 22 条 第(1)項 第③号	営業を廃止したとき。	営業事業 を廃止したとき。
第 22 条 第(2)項 第⑧号	営業を停止し、または所轄政府機関等から業務停止等の処分を受けたとき。	営業事業 を停止し、または所轄政府機関等から業務停止等の処分を受けたとき。

以上